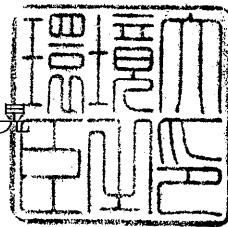


大

諮詢 第 362 号  
 環水大土発第1310071号  
 平成25年10月7日

中央環境審議会会长  
 武内和彦 殿

環境大臣  
 石原伸晃



土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について（諮詢）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、別記の物質に関する下記の事項について、貴審議会の意見を求める。

記

- 「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）の見直し。
- 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項の政令で定める特定有害物質及び土壤汚染対策法第6条第1項第1号の環境省令で定める土壤の特定有害物質による汚染状態に係る基準の見直し、その他土壤汚染対策法の運用に關し必要な事項。

（諮詢理由）

環境基本法第16条第1項の規定に基づく土壤の汚染に係る環境基準（以下「土壤環境基準」という。）については、現在27項目について設定されている。土壤環境基準は、既往の知見や関連する諸基準等に即して設定されているが、水質汚濁に係る環境基準や地下水の水質汚濁に係る環境基準等に関しては、平成21年度から23年度にかけて人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加、基準値の改正が行われている。

このような状況等を踏まえ、別記の物質に關し土壤環境基準並びに土壤汚染対策法に基づく特定有害物質及び土壤の特定有害物質による汚染状態に係る基準の見直し等について、貴審議会の意見を求めるものである。

## 別記

1,4-ジオキサン

塩化ビニルモノマー

1,2-ジクロロエチレン

1,1-ジクロロエチレン

カドミウム及びその化合物

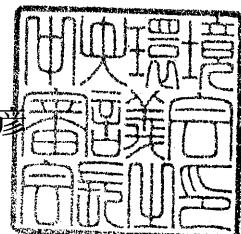
トリクロロエチレン



中環審第736号  
平成25年10月7日

中央環境審議会 土壌農薬部会  
部会長 中杉 修身 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



土壌の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について（付議）

平成25年10月7日付け諮問第362号、環水大土発第1310071号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。

## 土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法 に基づく特定有害物質の見直し等について

### 1. 土壤の汚染に係る環境基準の見直しについて

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく土壤の汚染に係る環境基準（以下、土壤環境基準）は、人の健康の保護等を目的として定められており、対象とする項目等については、これまでに得られている科学的知見や関連する既往の諸基準等に即し、設定可能なものについて設定することとされている。（現行27項目）。

水環境基準や地下水環境基準等に関しては、平成21年度から23年度にかけて以下の表に示す物質について、基準の追加・基準値の変更が行われていることから、これらの改正を踏まえ、土壤環境基準についても見直しの検討が必要である。

（単位はすべてmg/L）

		水環境基準	地下水環境基準	水道水質基準	土壤環境基準
1,4-ジオキサン	H21追加	0.05以下	0.05以下	0.05以下	—
塩化ビニルモノマー	H21追加	—	0.002以下	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	H21基準値強化	0.04以下	—	—	0.04以下
1,2-ジクロロエチレン (シス体とトランス体の合計)		—	0.04以下	0.04以下	—
1,1-ジクロロエチレン	H23基準値緩和	0.1以下	0.1以下	0.1以下 (水質管理目標)	0.02以下
カドミウム及びその化合物	H23基準値強化	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.01以下
トリクロロエチレン	H23基準値強化	0.03以下	0.03以下	0.01以下	0.03以下

### 2. 土壤汚染対策法に定める特定有害物質等の見直しについて

土壤汚染対策法（平14年法律第53号）（以下、土対法）に定める特定有害物質及び区域の指定に係る基準（以下、指定基準）については、土壤環境基準の設定項目を考慮し定められている。このため、土壤環境基準の見直しに伴い、土対法に定める特定有害物質及び指定基準の見直しや、制度・運用について検討することも必要である。